京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第 93号)(保健福祉局障害保健福祉推進室)

所得税法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。 この条例は、平成31年3月28日から施行することとしました。 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。 平成31年3月28日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 9 3 号

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。 第3条第2項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(施行期日)

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、平成31年 8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医 療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)